

ふくひ 6・7 2021 月号

夏の利用補助券 間もなく受付開始!

「第三者行為による傷病届」について

令和3年度 算定基礎届を忘れずに!

連載 健康保険料率が下がるインセンティブ制度とは?



伝え残したい 福井の味

麩の辛子和え

真宗王国である福井では、精進料理がルーツの食文化が息づいています。「麩の辛子和え」もそのひとつ。シンプルながら、麩とキュウリの食感、ツツと鼻に抜けていく辛子が美味しい一品で、県内全域で親しまれている味です。

夏の施設利用補助券 もうすぐ受付が始まります!!



社会保険協会では、事業主様をはじめ被保険者とそのご家族の福利厚生事業として、様々な施設の利用補助を行っています。
夏の施設利用補助が始まりますので、皆様お気軽にご利用ください。

※期間中は、コロナ禍による施設の対応に合わせたご利用となることをご了承願います。

① けんこうの湯(夏季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 令和3年7月17日～8月31日
- 対象施設
 - 三国温泉「ゆあぼーと」(坂井市)
 - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - 鷹巣温泉「国民宿舎鷹巣荘」(福井市)
 - 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)
 - 越前温泉露天風呂「日本海」(越前町)
 - 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)
 - ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」(敦賀市)
 - 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)



発行予定枚数
5000枚

② 社会保険 海の家 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 令和3年7月17日～8月24日(予定)
- 対象施設
 - 三国サンセットビーチ(坂井市)
※浜茶屋組合加入の店舗に限る
 - 鷹巣海水浴場(福井市)



発行予定枚数
5000枚

7月5日(月)受付開始

申込方法

- 1 当協会ホームページから申込書をダウンロード
事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 > 「けんこうの湯(夏季)利用補助券」または「海の家利用補助券」> お申込はコチラ

- 2 宛先を記入し、返信用切手(右表参照)を貼った返信用封筒を同封し「福井県社会保険協会」(〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階)へ郵送(7月5日(月)の消印から有効)

注意!

- ・事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- ・先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- ・令和3年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

● 上限枚数(「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	12枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

● 返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	84円	110枚まで	140円
40枚まで	94円	160枚まで	210円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

令和3年度社会保険協会費をご納入いただき、誠にありがとうございました

令和3年度社会保険協会費の納入につきまして、ご理解を賜り誠にありがとうございました。
納入いただきました協会費は、広報活動、社会保険に関する制度普及啓発、
会員事業所の皆様の健康増進と福利厚生に役立つよう、大切に運用させていただきます。
協会費の納入には、便利で安全・安心な口座振替をご利用ください。
お申込に関するお問い合わせは、当協会までお電話ください。

③ 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券



2020年度から始まりました東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券。令和6年(2024年)の北陸新幹線福井県内開通に向けての取り組みです。コロナ禍の状況に注視しつつ、万全の感染予防対策のうえでぜひご利用ください。

協会利用補助 1,000円/人

- 利用期間 令和3年7月1日～令和4年2月28日
- 対象施設 東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ディズニーホテル、東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテル
- 配布枚数 限定500枚 (令和3年度)
- 利用対象 事業主、被保険者、被扶養者 (一人1年度1枚のみ、1事業所4名まで)
- 申込資格 令和3年度の会費を納入いただいた事業所
- 申込方法
 - ・所定の申込書に利用予定日、氏名、利用者区分を記入
 - ・申込受付は郵便利用のみ(6月21日月の消印から有効)
 - ・申込みの際、84円切手を貼った返信用封筒を同封
 - ※所定の申込書は当協会ホームページよりダウンロード
 - 事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 > 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券 > お申込はコチラ
- 留意事項
 - ・有償、無償を問わず、本券を第三者へ譲渡(インターネットオークション等への出品行為を含む)することはできません。この場合本券は無効となります。
 - ・入園制限中のパークではご利用できません。
 - ・申込みの際に本人確認書類の提示を求められる場合があります。
 - ・申込みを受付してから、発送までに1週間程度を要します。

6月21日(月) 受付開始
※21日月の消印から有効!

「コーポレートプログラム利用券」(以下、利用券)について

東京ディズニーリゾートの対象施設にて、利用券の補助金額分を差し引いた料金で利用・購入ができます。



- 持ち運びに便利! (サイズ:約縦50mm×横100mm)
- 事前にパークチケットをGET! 「東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイト」で前売り券を購入できます。

あなたのパーク体験、もっと快適に
東京ディズニーリゾート・アプリ



詳しくはコチラ▲

東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイト

www.tokyodisneyresort.jp ※スマートフォンでもご利用いただけます。

総合案内

東京ディズニーリゾート・インフォメーションセンター 0570-00-8632 (9:00~17:00)

※一部のPHS・IP電話・国際電話の方は 045-330-5211

※電話番号はおかけ間違いのないようお願いいたします。※受付時間は予告なく変更になることがあります。

音声情報サービス

0570-00-3932 (24時間)

※一部のPHS・IP電話・国際電話からはご利用いただけませんのでご了承ください。



INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(6~8月) ●出張相談所の受付日時

時間/8:30~17:15

(月曜は19:00まで、
第2土曜は9:30~16:00)

休み/土・日曜、祝日

(第2土曜は休日相談日)

事前にご予約のうえ、
必ず予約時間までに
ご来場ください

(注) 12:00~13:00は
休憩時間と
させていただきます。

勝山市民会館	7月 8日(木)10:00~15:30 8月12日(木)10:00~15:30
大野商工会議所	6月24日(木)10:00~15:30 7月22日(木)10:00~15:30 8月26日(木)10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	6月24日(木)10:00~15:00 7月 8日(木)・20日(火)10:00~15:00 8月12日(木)・26日(木)10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)

お問い合わせ

福井県社会保険協会 ☎0776(53)8016

福井県社会保険協会

検索

退職した時には 必ず保険証の返却を!!



**保険証が使えるのは
退職日までです!**

保険証の使用は、退職した日の翌日(資格喪失日)から無効となります(被扶養者であるご家族の保険証も同様)。退職後(退職した日の翌日以降)も、手元に保険証があることで医療機関を受診してしまうケースがありますので、ご注意ください。

新しい保険証が届くまで使えるだろう…
月の途中で退職したから
月末まで使えるだろう…は、
間違いです!!



ご担当者様へ

- 従業員の退職の際には、扶養家族分の保険証も合わせて必ず回収してください。
- 退職する従業員に、資格喪失日(扶養解除日)以降は保険証が使えない旨をご説明ください。「被保険者資格喪失届」には保険証を添付して、資格喪失日から5日以内に日本年金機構へご提出ください。

保険証を回収できない場合は「被保険者証回収不能届」の添付を!
日本年金機構および協会けんぽより、
本人宛に保険証の無効と返却のお知らせを送付します。

もし、退職後に
保険証を
使ったら…?



保険料率の上昇につながる可能性も

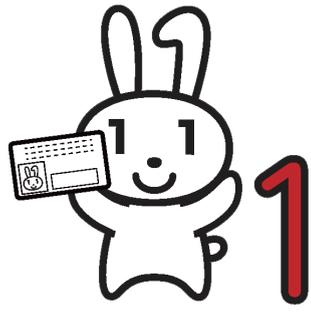
退職後に保険証を使用すると、本来なら負担する必要のない医療費を協会けんぽが支払うこととなります。このことは健康保険料にも影響を及ぼし、保険料率の上昇につながる可能性があります。下表は、退職後に保険証を使用して医療機関に支払われた医療費の件数と金額です。最終的には、退職した方に返還していただきますが、これだけの金額が余計に支払われています。

無資格受診返納金発生件数・金額(福井支部)		
	件数	金額(円)
平成30年度	612	16,843,554
令和元年度	635	25,143,670
令和2年度	564	17,029,950



協会けんぽが
負担した医療費は、
後日、返還していただく
こととなります。

だから便利! 保険証として使えるマイナンバーカード



退職や転職時にも 保険証としてずっと使えます!

マイナンバーカードを使えば、退職や転職の際にも、保険証の発行を待たずにカードで受診できます(医療保険者への加入の届出は引き続き必要です)。

※令和3年3月からの本格運用を予定していましたが、10月までに開始することとなりました。

申込みはカンタン!

マイナンバーカードを保険証として利用するためには申し込みが必要です。申し込みは「マイナンバー」で可能です。スマホからも申し込みできます。

問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

〈受付〉9:30~20:00(土日祝は17:30まで)
※音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。



お問い合わせ

全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

☎0776(27)8303
(レセプトグループ)

協会けんぽ 福井支部

検索

「第三者行為による傷病届」の届出により保険証が使えます!

交通事故や喧嘩等の第三者の行為による負傷で治療を受けたときは、過失の大小にかかわらず、協会けんぽへすみやかに「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。

届書は、協会けんぽホームページより印刷できますのでご利用ください。

※届書をすみやかに提出できないときは、取り急ぎ電話でご連絡ください。



第三者行為による傷病とは?



相手のいる交通事故
(過失割合にかかわらず)
※相手が不明な場合も含む



他人からの暴力でケガをした



他人が飼っているペットに噛まれた

こんな場合も第三者行為です。

- 事故車に同乗していたとき
(同乗者が親族の場合でも、運転手が加害者、同乗者が被害者となります)
- 自転車同士の事故
- 飲食店で食事し、食中毒にかかった など

なぜ届出が必要なの?

**医療費を
加害者に請求するため**

上記のような第三者の行為により負傷したときの治療費は、本来、加害者が負担しなければなりません。保険証を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽ(保険者)が立て替えて支払うことになります。この協会けんぽが立て替えた費用を、加害者に請求するために「第三者行為による傷病届」が必要なのです。

加害者への請求の流れ



示談は慎重に!

治療費について当事者だけで示談をしてしまうと、正当な請求ができなくなる場合があります。示談する前に、必ず協会けんぽへご連絡をお願いいたします。

提出期限は7月12日!

算定基礎届をお忘れなく!!



算定基礎届は、標準報酬月額^{*}と実際に被保険者が受けた報酬(給与)に大きな差が生じないように、毎年見直しを行うための届書です。このため、事業主の方は全被保険者の報酬を提出していただくことになります。

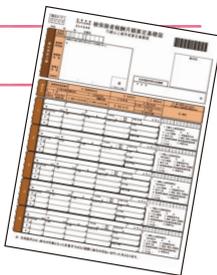
^{*}「標準報酬月額」は保険料額の計算の基礎となるほか、将来受け取る年金や健康保険の給付額(傷病手当金など)の計算に使用します。

届出用紙は6月中旬に郵送します!

算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。

ただし、今年6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。



届出の対象となる月

4・5・6月に支払った報酬(給与)の額とその平均月額を提出することになります。

提出期間

7月1日(木)から7月12日(月)までの間です。

新しい標準報酬月額となる期間

今年の9月から翌年8月までとなり、9月分の保険料控除から変更となります。

算定基礎届事務のスケジュール

6月

用紙の郵送

届出用紙に印字されている内容を確認してください。

7月

算定基礎届の提出

返信用封筒を同封していますので、7月12日(月)までに到着するよう投函してください。

9月

標準報酬月額の決定

標準報酬決定通知書を確認し、被保険者一人ひとりに標準報酬月額や保険料額をお伝えください。

事前に
出勤簿や賃金台帳
などの整備を!



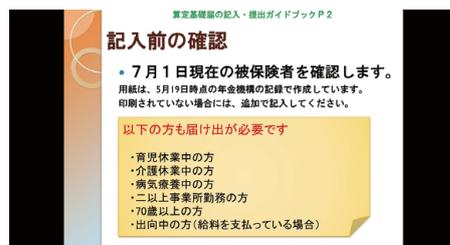
〒541-8533

送付先

日本年金機構 大阪広域事務センター
(郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます)

記入は動画を参考に

算定基礎届の事務説明につきましては、日本年金機構のホームページの動画をぜひご確認ください。記入の基本的な事項から具体的な事例、提出方法などについて説明。分割版もあるので、確認したいパートだけ見することもできます。



日本年金機構 算定基礎届 動画

検索

「電子申請」も可能です!

届出にあたっては電子申請も便利です。手続きの簡素化・迅速化を見込むことができます。また、電子媒体(CD・DVD)により提出も可能です。

問い合わせ

日本年金機構

電子申請・電子媒体申請照会窓口

☎0570(007)123



Q1

算定基礎届と月額変更届(7月・8月・9月改定分)では、どちらの標準報酬月額が優先されますか?

A1

7月・8月・9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、算定基礎届の提出後であっても、7月・8月・9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出してください。

Q2

病気療養中のため給料の支払いがない被保険者について、算定基礎届の提出は必要ですか?

A2

病気療養中などにより、算定基礎届の対象となる4月・5月・6月の各月とも報酬の支払いがない場合も、算定基礎届の提出は必要です。この場合「⑩備考」欄の「5.病休・育休・休職等」を○で囲み、「9.その他」欄に「○月○日から休職」等を記入いただくことで、保険者において従前の標準報酬月額により決定することとなります。

Q3

3月以前に支払うべき給与を、支払遅滞により4月に支払いました。算定基礎届にはどのように記入したらよいですか?

A3

給与支払いの遅滞等により、算定対象月の報酬月額に算定対象月の前月以前分の支払額(遡及支払額)が含まれている場合は、報酬月額の総計から遡及支払額を除いた報酬月額により、報酬月額を算定します。なお、算定基礎届を提出する際は、「⑧遡及支払額」欄に遡及支払があった月(本ケースでは4月)及び遡及支払額(3月以前分の支払額)を記入し、「⑭総計」欄から遡及支払額(3月以前分の支払額)を除いた金額により算出した平均額を「⑯修正平均額」欄に記入してください。

Q4

8月または9月に随時改定の要件に該当することが予定されている場合、算定基礎届の提出は不要ですか?

A4

8月または9月の随時改定の要件に該当することが予定されている被保険者について、事業主が申出を行った場合は、算定基礎届の届出を省略することが可能です。8月または9月の随時改定予定者について、算定基礎届には次のように届出してください。

【紙媒体による届出の場合】

8月または9月の随時改定が予定されている被保険者の報酬月額欄を記入せず空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」に○をして提出してください。

【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定が予定されている被保険者を除いて算定基礎届を作成の上、提出してください(提出がないことをもって、8月または9月の改定予定者であることの申出があったものとみなします)。

なお、算定基礎届の届出省略の申出を行った者が、8月または9月の随時改定の要件に該当しないことが判明した場合、当該被保険者の算定基礎届を作成した上で、速やかに提出してください。

TOPICS

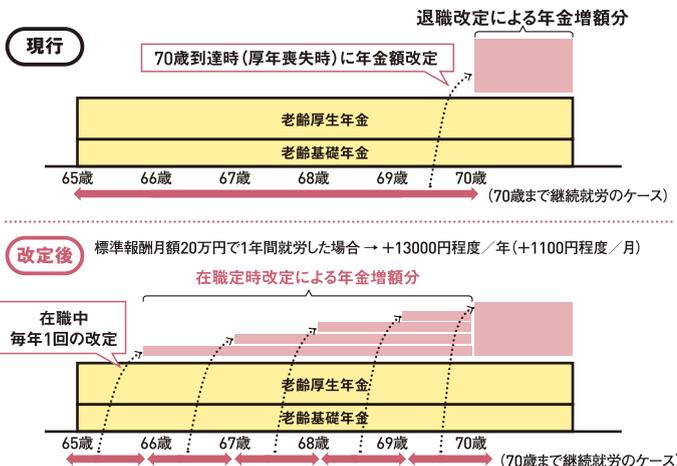
年金制度改正のコト



在職中の年金受給のあり方の見直しについて

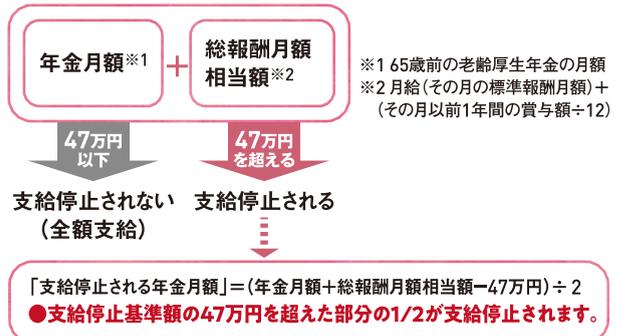
在職定時改定の導入(令和4年4月より実施)

65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、現在は資格喪失時(退職時または70歳到達時)に65歳以降の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額が改定されています(退職改定)、令和4年4月からは、在職中であっても毎年1回(10月分)年金額が改定されます。



在職老齢年金制度の見直し(令和4年4月より実施)

65歳前(60~64歳)の在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」が、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げられます(基準額は令和2年度の額で変動することがあります)。65歳以上の支給停止の基準額は「47万円」のままです。高齢期の就労と年金の調整については、年金制度のほか、税制での対応や各種社会保険制度における保険料負担との関係も含め、引き続き検討されることとなっています。





表紙のれしび

「麩の辛子和え」

精進料理の神髄が生きた一品は
大人になった今こそ美味しい

麩は仏教とのつながりが深く、修行僧たちにとって大切なタンパク源。「麩の辛子和え」は素材の旨みを引き出し、食材そのものを美味しく味わう精進料理の神髄が詰まった一品です。『縄文の里』では、福井産の地がらしと大野の酢など、地元食材を使うのがこだわり。食感と辛さが夏にピッタリの味わいです。



【材料】
角麩10枚、キュウリ2本、
地がらし20g、A(酢50cc、
白砂糖50g、白味噌70g)



①角麩は全体に水気を含ませて水につけておく。地がらしはお湯を入れて混ぜ、器ごとふせておく



②地がらしとAを合わせたなかに、水を切り3等分した麩と薄切りして塩をふり水気を切ったキュウリを加え、完成

つくってくれたのは

福井ふるさと茶屋 縄文の里
勝山市遅羽町比島33-1
☎0779-88-3666

※詳しいレシピはコチラ➡



保険料率が下がる5つのコト ~インセンティブ制度について~

vol.2

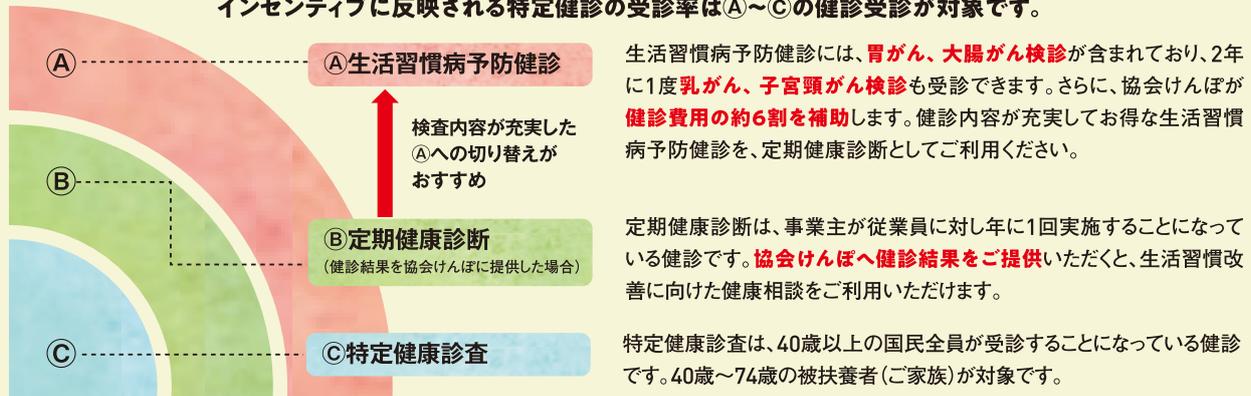
インセンティブ制度による健康保険料率の引き下げは、4・5月号で紹介した5つの行動により決まります。
今回はその1つめの「健診に行く」(①特定健診等の実施率)について説明します。

家族みんなが健診を受けることで保険料率が下がる!?

令和元年度の福井県の健診受診率は
被保険者 71.1% → 全国9位
被扶養者 21.8% → 全国41位

令和元年度の被保険者(ご本人)の受診率は全国上位でしたが、被扶養者(ご家族)の受診率がかなり低い結果でした。**従業員の健診はもちろん、ご家族全員が年に一度健診を受けるよう呼びかけ**をお願いします。その結果、従業員とその大切なご家族の健康を守ることが職場が安定するとともに、さらなるインセンティブの獲得にもつながっていくのです。

インセンティブに反映される特定健診の受診率はA~Cの健診受診が対象です。



※円の大小は検査の項目数の多さを示し、大きい円は小さい円の検査項目を含んでいます。

「B定期健康診断」の健診結果を協会けんぽへ提供するには?

方法はカンタン。まずは、「健診結果の提供にかかる同意書」を協会けんぽへ提出してください。同意書は協会けんぽ福井支部のホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ福井 定期健康診断結果データ提供のお願い

検索

令和元年度 福井支部実績

①特定健診等の実施率	61.2% ⇒ 53点(18位)
②特定保健指導の実施率	19.6% ⇒ 51点(21位)
③特定保健指導対象者の減少率	33.7% ⇒ 56点(12位)
④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	17.3% ⇒ 76点(2位)
⑤ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合	77.5% ⇒ 45点(35位)

合計得点
281点で
全国5位!

インセンティブにより
0.04%引下がり

令和3年度は9.98%!!

次号は指標②「健康相談を受ける」について詳しく説明します。